

情報・システム研究機構国立極地研究所デジタルオブジェクト識別子(DOI)付与
ガイドライン

平成28年9月30日
研究所会議決定

最終改正 平成30年3月30日

(目的)

第1条 情報・システム研究機構国立極地研究所（以下「研究所」という。）デジタルオブジェクト識別子(DOI)運用規則第3条に基づき、必要な手順をガイドラインとして定める。

(基本方針)

第2条 DOIの付与、修正、削除の方針については、ジャパンリンクセンターが定めるガイドラインに従う。

(分類)

第3条 DOI付与を行う研究データ・電子データは、以下のいずれかのカテゴリーに分類されるものとする。

- 一 観測・研究活動により得られたデータ
- 二 観測・研究活動の成果として学術雑誌に掲載された論文データ

(データの粒度)

第4条 データの取得年が複数年にわたる場合は、原則として複数年を通した単一のDOIを付与する。

(登録手続き)

第5条 DOI付与を希望するデータの管理責任者は、所定の申請書に、登録するデータについての必要情報を記載し、DOI付与を申請するものとする。

(付与の決定)

第6条 DOI付与の適否についての判断は、データマネジメント委員会において行うものとする。ただし、第3条第2号に定めるデータについては、DOI付与が承認されたものとみなす。

(修正・削除)

第7条 DOIを付与されたデータに対して修正やバージョン変更、削除等を行う場合は、データマネジメント委員会にその旨の連絡をし、同委員会の承認を得ることとする。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月30日から施行する。